

「池田町ハラスメント事案に関する第三者調査委員会」の報告を受けて

本日、「池田町ハラスメント事案に関する第三者調査委員会」が調査報告書を発表しました。

岐阜青年ユニオン(以下「組合」という。)は、令和5年7月4日に池田町並びに議会に対し、要求書を提出していたものです。

当組合として、この報告を受けて、現時点で次のとおり意見を述べます。

報告書によれば、

- ・アンケート回答率 843名中、475名(56.3%と低い。)
- ・「セクハラ被害を受けたことも見聞きしたこともない」と回答した者が421名(88.6%と高い。(組合の認識とかなりの乖離))

と報告されていますが、こういった点においては、第三者委員会の報告にもあるように今回の訴えや、調査が非常に困難であったという状況がまずもって言えるという結果であり、そのような中、勇気をもって証言をされた職員・元職員には、まず初めに、組合として敬意と感謝を申し上げます。

結果については、特に深刻なセクハラがあるなど、多数のセクハラ被害、言動が認められたことは、組合として高く評価するものであり、公平・公正な調査を実施された第三者調査委員会に感謝を申し上げます。

一方、当組合告発者Aの被害については、町長が証言を否定したことなどから認定に至らなかったことについては、遺憾です。

次に関係者の処分については、町長の「辞職相当」については、これまでの被害者の想いを顧みれば「当然の内容」であると言わざるを得ません。

一方、幹部職員は「町長によるセクハラを認識しながら何等の対応を取らなかった等の状況は確認できなかった。」としていますが、長年にわたり、このような状況を把握できなかったこと自体が問題であり、責任がなかったとはいえないのではないのでしょうか。

本来であれば幹部としてこのような状況において「何らかの対応」は可能であり、被害拡大を防止すべきであったと考えます。

町長に対しては、

この場に及んでも、「町長が内省し、改善する態度が見受けられない」ことは、はなはだ遺憾であり、首長として不適格、これまでのセクハラ行為等への謝罪と猛省を求めるとも

に、「辞職するのが相当である。」とした第三者委員会の意見に賛同します。

再発防止のための具体的提言については、報告の内容は当然として、このことを実現するためには、内部組織では限界があることから、労働組合代表者はじめ外部専門家も含めた組織によって、より実効性のある具体的方策を策定して必要があると考えます。

最後に

今回の調査であらためて浮き彫りにされたことは、ハラスメント等が行われていても、組織の中で声を上げるといふ事が、とりわけハラスメント行為者がトップである場合、いかに困難かという事です。

今回の報告により、池田町におけるハラスメント対策は、ようやくスタートラインに立つことができると思います。

速やかに各種対策が実行され、職員が働きやすい・明るい職場になることを望むものです。

そして、そのことこそが池田町民にとって、池田町が住みやすい誇りの持てる町になるものと確信しています。

当組合は、引き続きハラスメントの無い働きやすい環境の実現を目指して活動を進めていきます。

令和6年4月24日

岐阜青年ユニオン

執行委員長 小川 空雅